



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の終了(十件).....(都市整備局都市基盤部調整課)...
- 森林病虫害等防除法による薬剤防除(地上散布)を行う区域及び期間.....(環境局自然環境部緑環境課)...
- 食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録変更.....(福祉保健局健康安全全部健康安全課)...
- 登録販売者試験の実施.....(福祉保健局健康安全全部業務課)...
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出.....(産業労働局商工部地域産業振興課)...

告示

●東京都告示第七百七十一号
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十九年四月二十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 練馬区石神井町五丁目、下石神井三丁目及び下石神井六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年九月二十日から平成二十九年二月二十日まで

●東京都告示第七百七十二号
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十九年四月二十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 練馬区豊玉南一丁目及び豊玉南二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十月十一日から平成二十九年二月二十日まで

一 測量施行者 葛飾区

- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区堀切六丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月八日から平成二十九年二月七日まで

●東京都告示第七百七十四号
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江戸川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十九年四月二十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量、数値地形図作成及び街区・画地出来形確認測量原図作成)
- 三 測量の区域 江戸川区地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月一日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第七百七十五号
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十九年四月二十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市

- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 八王子市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第七十七十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、昭島市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

- 一 測量実施者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市緑町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月八日から平成二十九年三月二日まで

●東京都告示第七十七七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八丈町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

- 一 測量実施者 八丈町
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 八丈島八丈町中之郷地内

- 四 測量の期間 平成二十八年七月四日から同年十二月十六日まで

●東京都告示第七十七十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

- 一 測量実施者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 青梅市及び西多摩郡檜原村大字本宿各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月二十七日から同年十二月二十日まで

●東京都告示第七十七十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

- 一 測量実施者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 港区愛宕一丁目地内

- 四 測量の期間 平成二十八年九月十二日から平成二十九年二月二十八日まで

●東京都告示第七十八十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

- 一 測量実施者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 港区北青山三丁目及び南青山三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月一日から平成二十九年一月三十一日まで

●東京都告示第七十八十一号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。)第五条第一項の命令をするに当たり、同条第四項において準用する法第三条第五項の規定により、次の事項を公表する。

平成二十九年四月二十一日

- 一 区域及び期間
 - (一) 区域 大島町、新島村及び神津島村の地域のうち、別図一から別図三までに示す部分(各図面を東京都環境局自然環境部、東京都大島支庁、

大島町役場、新島村役場及び神津島村役場に備え置いて縦覧にも供する。)

(二) 期間 平成二十九年五月十五日から同年七月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類
松くい虫

三 行うべき措置の内容
森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し、薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由
防風林、防潮林、風致林等として生活環境の保全上重要な機能を有する松林を松くい虫から守るため

五 その必要な事項
(一) 三に掲げる措置については、法第十一条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

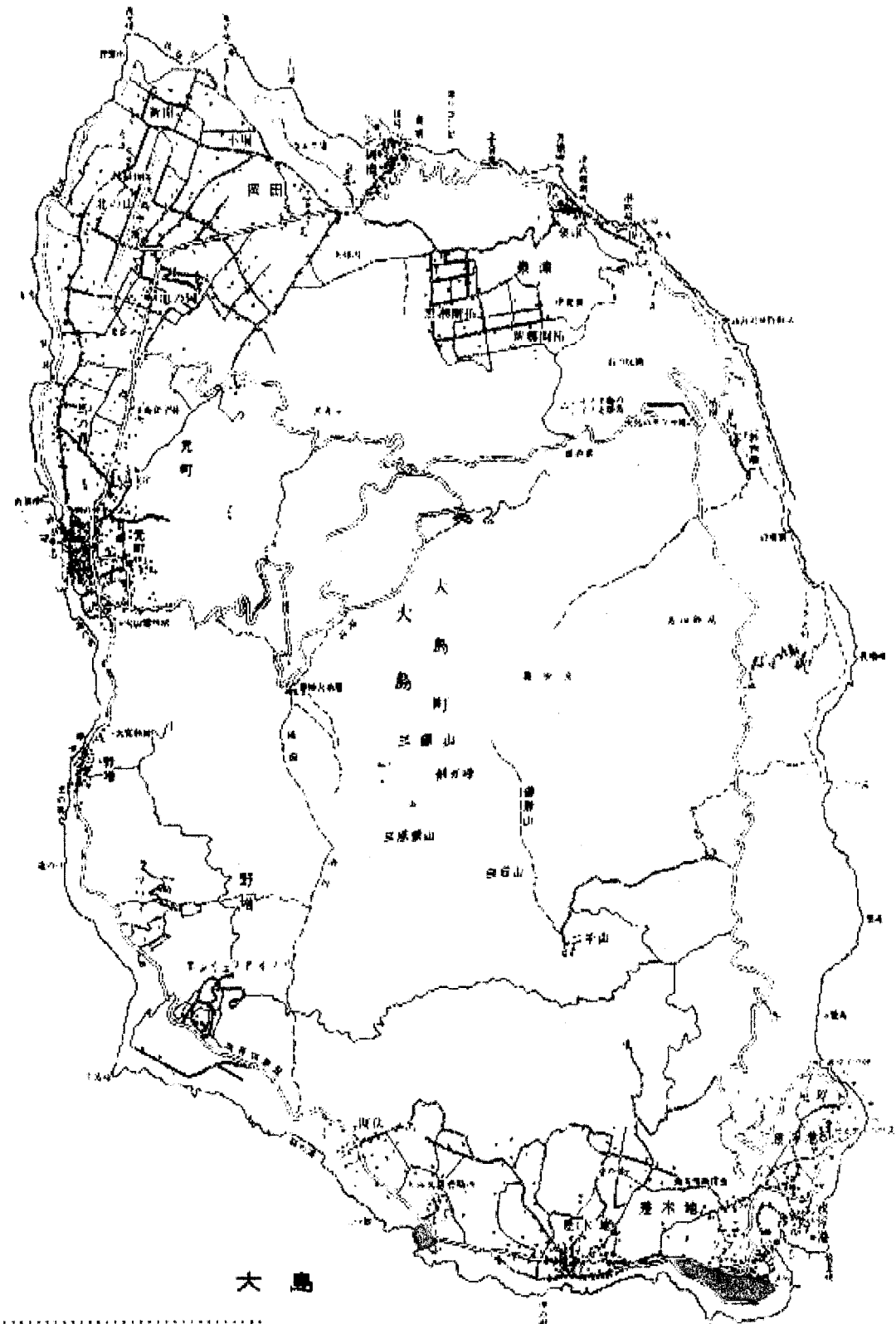
(二) 三に掲げる措置を指定された期間内に行った者又はその代理人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、(三)による申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わない

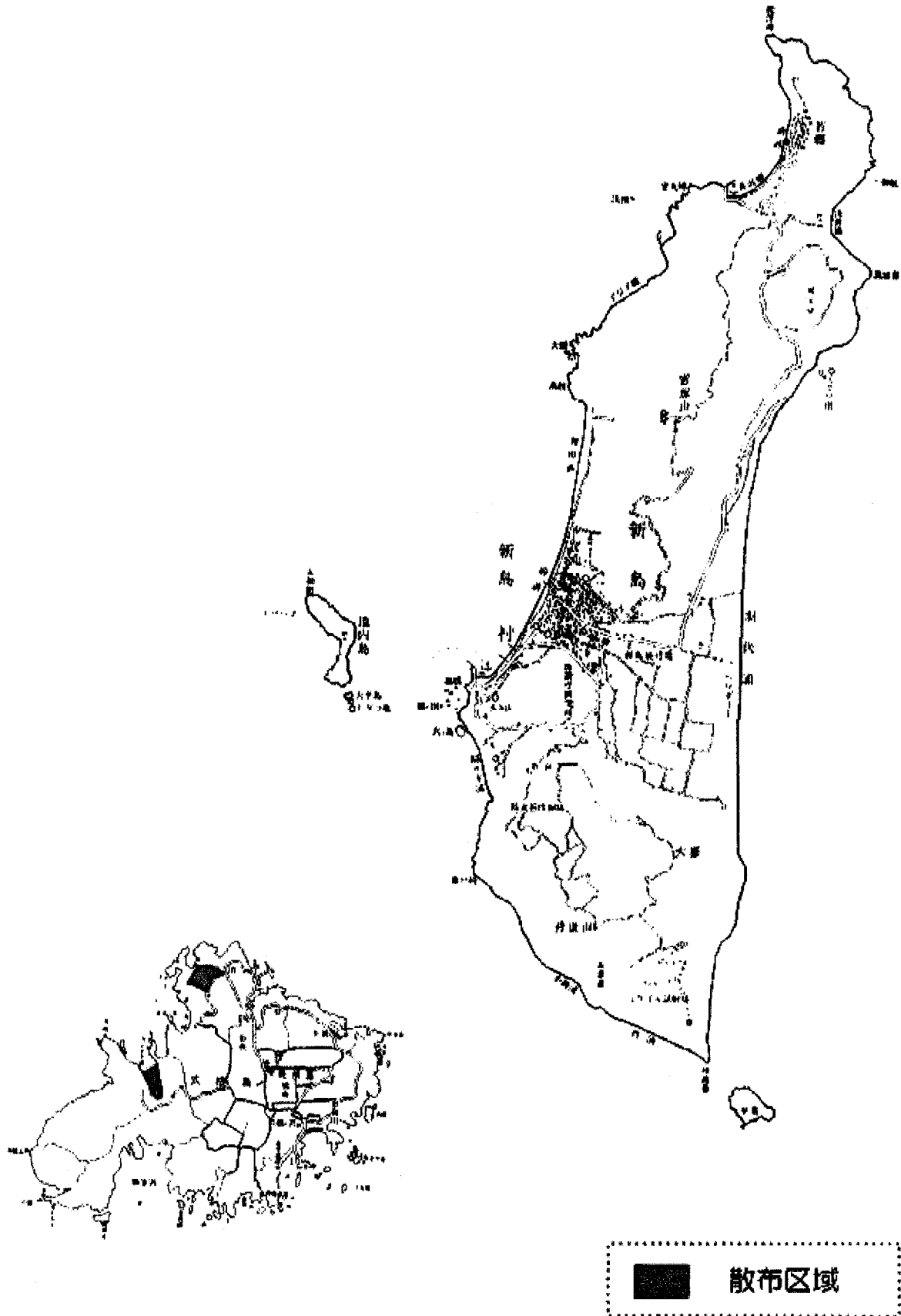
とき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

別図1【大島町】

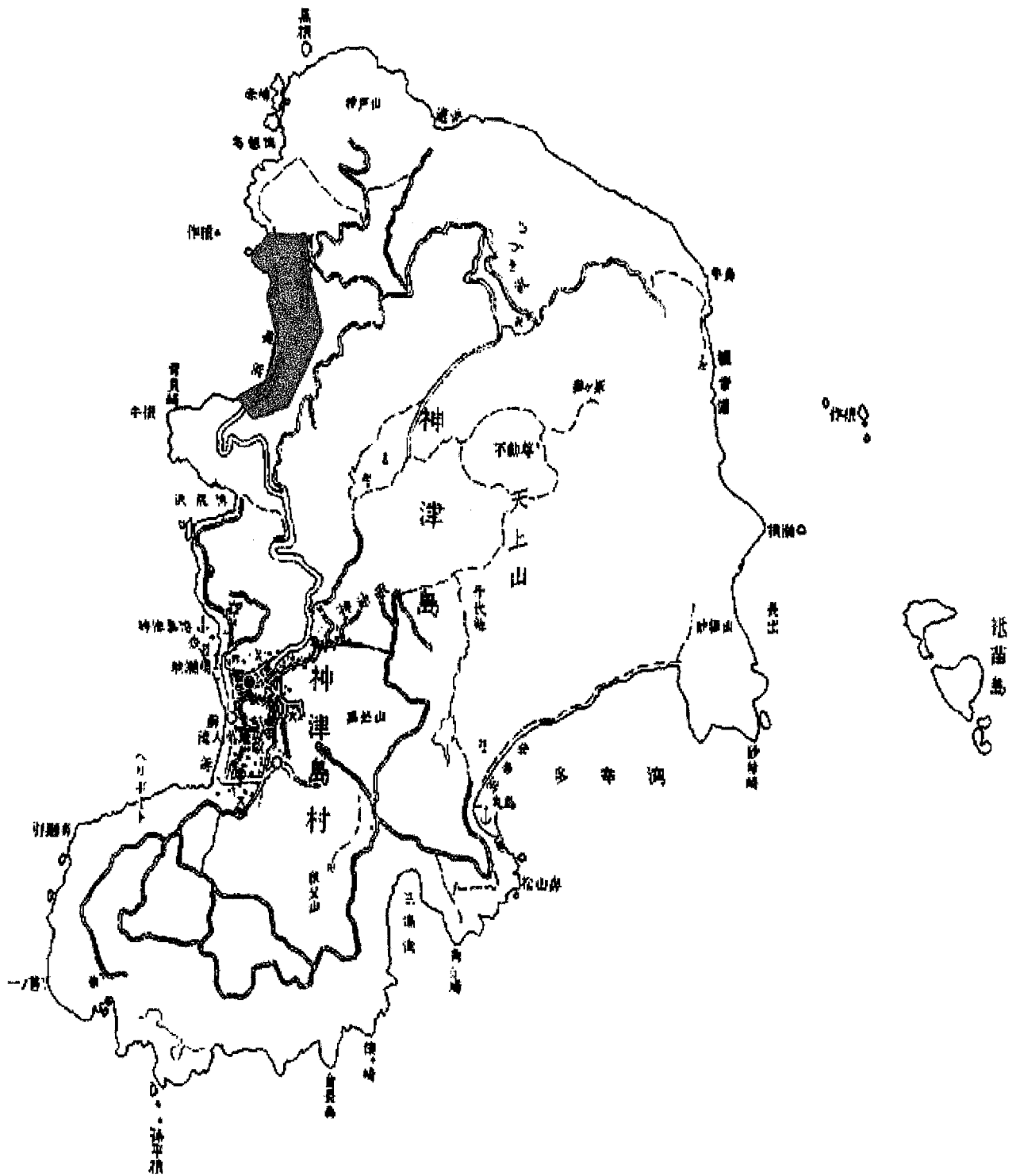


■ 散布区域

別図2【新島村】



別図3【神津島村】




散布区域

●東京都告示第七百八十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八條第六項第三号の規定により登録した登録養成施設から食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「施行令」という。）第十六條（施行令第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の届出があつたので、施行令第二十條第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-------------------------------|------|-------------------------------|-------------------------------|------------|
| 東京海洋大学海洋生命科学部食品生産科学科「食品衛生コース」 | | 東京海洋大学海洋生命科学部食品生産科学科「食品衛生コース」 | 東京海洋大学海洋生命科学部食品生産科学科「食品衛生コース」 | 平成二十九年四月一日 |

公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日

平成二十九年九月十日（日曜日）

二 試験の時間

午前十時から午後三時三〇分まで

三 試験場所

早稲田大学早稲田キャンパス（新宿区西早稲田一丁目六番一号）及び日本大学法学部三崎町キャンパス（千代田区三崎町二丁目三番一号）

受験しようとする者が多数あつた場合には、他にも試験場所を設ける。

四 試験方法

筆記試験

五 申請書類

(一) 受験願書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年東京都規則第七十六号。以下「細則」という。）別記様式第九号による。）
(二) 写真台帳（細則別記様式第十号に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの）

六 試験手数料

一万三千六百元

七 申請書類の受付期間

郵送による申請書類のみ受け付ける。

平成二十九年五月二十九日（月曜日）から同年六月九日（金曜日）（当日消印有効）まで

八 郵送場所

郵便番号 一六三一八六九六 日本郵便株式会社 新宿郵便局留

東京都福祉保健局健康安全部業務課 平成二十九年年度登録販売者試験担当

九 その他

(一) 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部業務課登録販売者試験担当
電話〇三（五三二〇）四五二二

(二) 試験案内及び受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全部業務課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所において、平成二十九年五月二十三日（火曜日）から配布する。

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年四月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十九年四月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 前野町ショッピングセンター

二 店舗所在地 板橋区前野町四丁目二十一番二十二号

三 設置者名 株式会社トッキンHD

四 設置者住所 豊島区目白一丁目四番二十五号

五 変更前の設置者名 株式会社特殊金属エクセル

六 変更後の設置者名 株式会社トッキンHD

七 変更日 平成二十九年一月四日

八 届出日 平成二十九年三月二十一日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 平成二十九年四月二十一日から同年八月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

